

## 亀山市空き店舗等活用支援事業補助金の創設について

本市の発展の中心的な役割を担う市街地の活性化を図るため、空き店舗等の解消による商業の活性化及びにぎわいの創出を目的として、平成30年度より、空き店舗等を活用して出店をする事業者に対し店舗改装費の一部を補助します。なお、事業の実施にあたっては、昨年度に市内の空き店舗等について調査し、「空き物件情報バンク」を運営する亀山商工会議所と連携して行うこととします。

### <制度設計のポイント>

○亀山商工会議所からの推薦を申請要件に加え、事業の現実性や持続可能性を確認

※亀山商工会議所は、有識者による選定委員会を設置し、推薦にあたり申請者の事業計画を審査するとともに、申請段階から開業後に至るまで事業者の経営等を継続的に支援します。

○創業者(事業者)支援の観点から、大規模小売店舗内にあるテナント店舗・フランチャイズ店も、一定の要件を満たす場合は補助の対象とします。

○空き家を改修して店舗にする場合や店舗併設住宅についても補助の対象とします。

### <制度の概要>

#### 1 補助対象事業

対象区域内の空き店舗や空き家を活用し、集客が見込める店舗として活用する事業

- (1) 対象区域：亀山市立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導区域
- (2) 対象業種：小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉業等  
※遊技業、風俗業、倉庫業、管理事務所などは除く。
- (3) 空き店舗等：所有の有無を問わず、6ヶ月以上店舗や住居として使用していないことが明らかで、かつ店舗面積500㎡未満の物件  
※大規模小売店舗内のテナント(店舗面積500㎡未満)は対象とする。
- (4) 交付要件等：

ア	店舗改修が市内業者により施工されること。
イ	1日に4時間以上、かつ1週間あたり4日以上営業すること。
ウ	区域内からの移転は、移転前の店舗を空き店舗としないこと。
エ	年度末までに対象工事等が完了し、開業すること。
オ	店舗併設住宅は、居住スペースと店舗が明確に区分できること。
カ	計画に基づき2年以上事業を継続すること。
キ	対象事業について他の補助金の交付を受けてないこと。
ク	フランチャイズ・チェーンは直営店を除く。

#### 2 補助対象者

補助対象者は、次の内容をすべて満たすもの

- (1) 空き店舗等を活用して事業を行おうとする個人や法人
- (2) 亀山商工会議所からの推薦を受け、かつ当該組織に加入する意思があるもの
- (3) 市税等の滞納がないもの

### 3 補助対象経費

店舗部分の外観及び内装の改修及び附帯施設の設置に要する経費

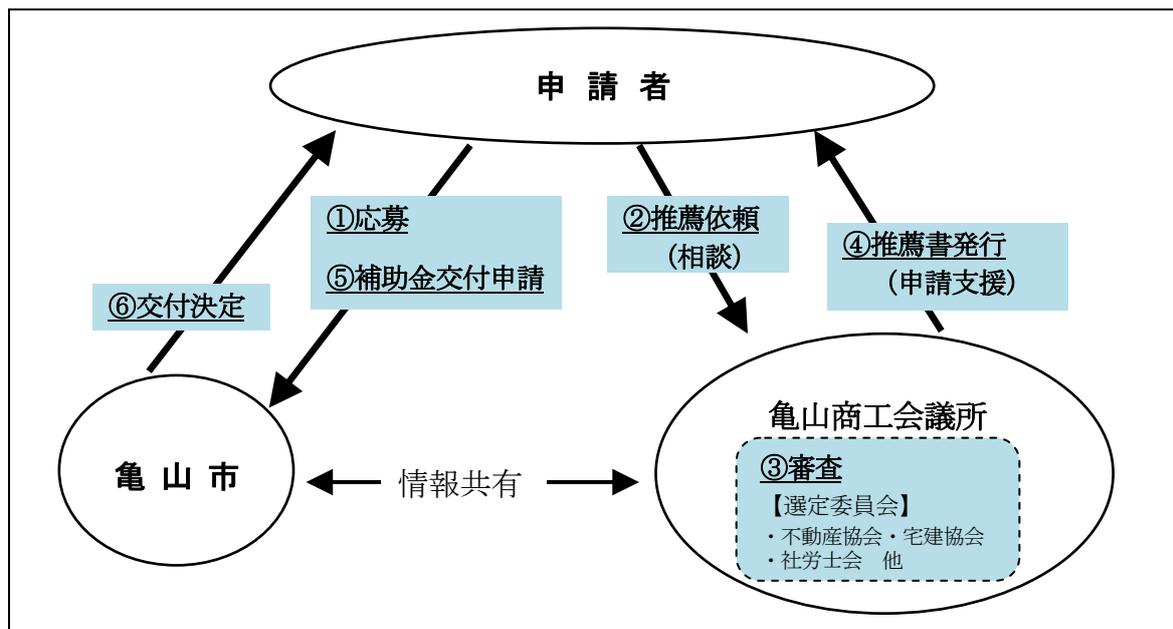
※可動備品の購入費やオブジェ等の設置に係る経費、店舗賃料などは補助対象外

### 4 補助金額

対象経費の2分の1以内の額（上限額100万円）

### 5 交付決定までの流れ

(フロー図)



※亀山商工会議所は、申請者からの推薦依頼に基づき、事業内容の具体性、現実性、継続可能性等について、有識者で構成する選定委員会に諮り推薦を決定する。

### 6 スケジュール

- 4～6月 ・補助金交付要綱の策定  
・制度周知（市広報・HP、商工会議所会報への掲載、市創業セミナーでの周知等）  
・募集開始
- 7月～ ・選定委員会開催【亀山商工会議所】
- (随時) 補助金交付申請 ⇒ 審査 ⇒ 交付決定 ⇒ 事業実施 ⇒ 完成  
⇒ 実績報告 ⇒ 補助金額の確定 ⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金交付

### 7 事業期間及び計画額

補助金制度の終期	平成31年度末
予算額	各年度2,000千円
交付対象件数	2件程度（予算の範囲内で決定）